



児童手当の手続きに 電子申請をご利用できます



○窓口への来課不要 ○いつでも手続き可能

マイナポータル(※)の「ぴったりサービス」を使って、勝山市では児童手当認定請求等の手続きについて、電子申請による受付を行っています。

※ 政府が運営しているマイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。

●ぴったりサービスでの申請方法（下記の URL または QR コードから）

- ①ぴったりサービスのトップページから「福井県・勝山市」を選択
 - ②キーワード検索で「児童手当」を検索
 - ③「制度改正に伴う手続き」を選択してください。
 - ア 認定請求書①(高校生のみ養育している方)
 - イ 認定請求書②(所得制限により児童手当の支給が受けられなかった方)
 - ウ 監護相当・生計費の負担についての確認書
(大学生年齢のお子さんがあり、多子加算に該当する方)
- ※多子加算:大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に適用

●電子申請するときに必要なもの

- ①請求者(受給者)本人のマイナンバーカード
(署名用電子証明書の暗証番号(6 から 16 桁の英数字)がわかることが必要です。)
- ②PC 端末またはスマートフォン
(一部のスマートフォンについては電子申請に対応していません。)
- ③IC カードリーダーライター
(PC 端末で手続きされる方で、QR コードでのログインができない方のみ)

【電子申請(ぴったりサービス)はこちらから】

URL:<https://myna.go.jp/search> または



【重要】 電子申請の際の注意事項

次の申請については、不備扱いとなり、児童手当は支給されません。

①電子認証がエラーとなった場合

住所、氏名、生年月日、続柄の変更後にマイナンバーの変更手続きを実施していない場合、電子認証エラーとなります。

※変更後すぐに手続きをした場合、ぴったりサービスの電子申請システムに変更後の情報の反映が間に合わずエラーとなる場合があります。

②申請者が請求者(受給者)ではない場合

電子申請は請求者(受給者)本人のみお手続きが可能です。

③電子認証が請求者(受給者)のものではない場合

電子申請は請求者(受給者)本人のマイナンバーカードでのみお手続きが可能です(請求者(受給者)以外のマイナンバーカードによる申請不可)。

電子申請が不備扱いとなった場合の対応

①電子認証がエラーとなった場合

電子認証エラーを解消していただいたのちに、再度電子申請を行うか、こども課窓口で紙様式の申請書を提出してください。

②申請者が請求者(受給者)ではない場合

または

③電子認証が請求者(受給者)のものではない場合

請求者(受給者)本人が、再度電子申請を行うか、こども課窓口で紙様式の申請書を提出してください。

※窓口で申請書を提出していただく場合は、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をこども課まで提出してください。

お問い合わせ

勝山市教育委員会 こども課 子育て支援係

〒911-0804 勝山市元町1丁目5番6号(教育会館2階)

TEL:0779-88-8771